

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者になるまでの流れ

この資料については、これからサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者になるために、また、なった後その資格を維持していくためにどうすればよいかということを知るために参考となるものとして作成しました。研修の概要の理解のためにご活用ください。なお、実際に事業所にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者を配置するにあたって要件を満たすかどうかの確認等は当該事業所を管轄する指定権者にお問合せください。

令和6年4月

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課 事業支援グループ

事業所所在地	問合せ先
横浜市	(障害者) 横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課 Eメール： kf-syositei@city.yokohama.jp
	(障害児) 横浜市こども青少年局こども福祉保健部障害児福祉保健課 Eメール： kd-syogaijitsusyo@city.yokohama.jp
川崎市	川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課 (問い合わせはFAXのみでお願いします) FAX 044-200-3932
相模原市	相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部福祉基盤課 042-769-1394
横須賀市	横須賀市民生局福祉こども部指導監査課 046-822-8411 Eメール shidokansa-shogai@city.yokosuka.kanagawa.jp ※問合せは原則Eメールでお願いします
上記以外	県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課事業支援グループ 045-210-4717・4732

1、 サビ管・児発管になるために必要な2つの要件

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置されるためには、【実務経験要件】、【研修修了要件】を満たす必要がある。

(1) 【実務経験要件】

	サービス管理責任者の実務経験要件	児童発達支援管理責任者の実務経験要件 (以下の年数と日数に、児童又は障害者への支援の経験が3年かつ540日以上の期間を含むことが必須)
実務 経験 要件	【原則】 ・相談支援業務5年かつ900日以上 ・直接支援業務8年かつ1,440日以上	【原則】 ・相談支援業務5年かつ900日以上 ・直接支援業務8年かつ1,440日以上
	【有資格者】 ・相談支援業務と直接支援業務 通算して5年かつ900日以上	【有資格者】 ・相談支援業務と直接支援業務 通算して5年かつ900日以上
	【国家資格等による業務従事期間が3年以上】 ・相談支援業務と直接支援業務 通算して3年かつ540日以上	【国家資格等による業務従事期間が5年以上】 ・相談支援業務と直接支援業務 通算して3年かつ540日以上

※実際に業務に従事した日数は1年あたり180日以上

詳しくは、「障害福祉情報サービスかながわ」に掲載している「サービス管理責任者の実務経験要件」「児童発達支援管理責任者の実務経験要件」を参照

<https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=4&id=127>

※ 相談支援の業務とは

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務（児発管の場合は児童への相談、助言、指導その他の支援業務も含む）

※ 直接支援の業務とは

身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務（児発管の場合は児童への介護、訓練等の業務も含む）

(2) 【研修修了要件】

(ア) 資格を取得: まず補足研修・基礎研修を修了し 基礎研修課程修了者となり、更に実践研修を修了

(イ) 資格を維持: 実践研修修了の翌年度から5年間の間に1度更新研修を修了

！注意点！

各研修（基礎、実践、更新）受講においても実務経験の要件がある

※ 研修の受講に必要とされる実務経験

① 補足研修（相談支援従事者初任者研修の講義部分）

サービス管理責任者等としての実務経験者となる 2年前から受講可。

② 基礎研修

サービス管理責任者等としての実務経験者となる 2年前から受講可。

③ 実践研修:

基礎研修課程修了後2年以上の実務経験（例外的に6ヵ月以上の場合あり）
（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者としての一部業務も含む。）

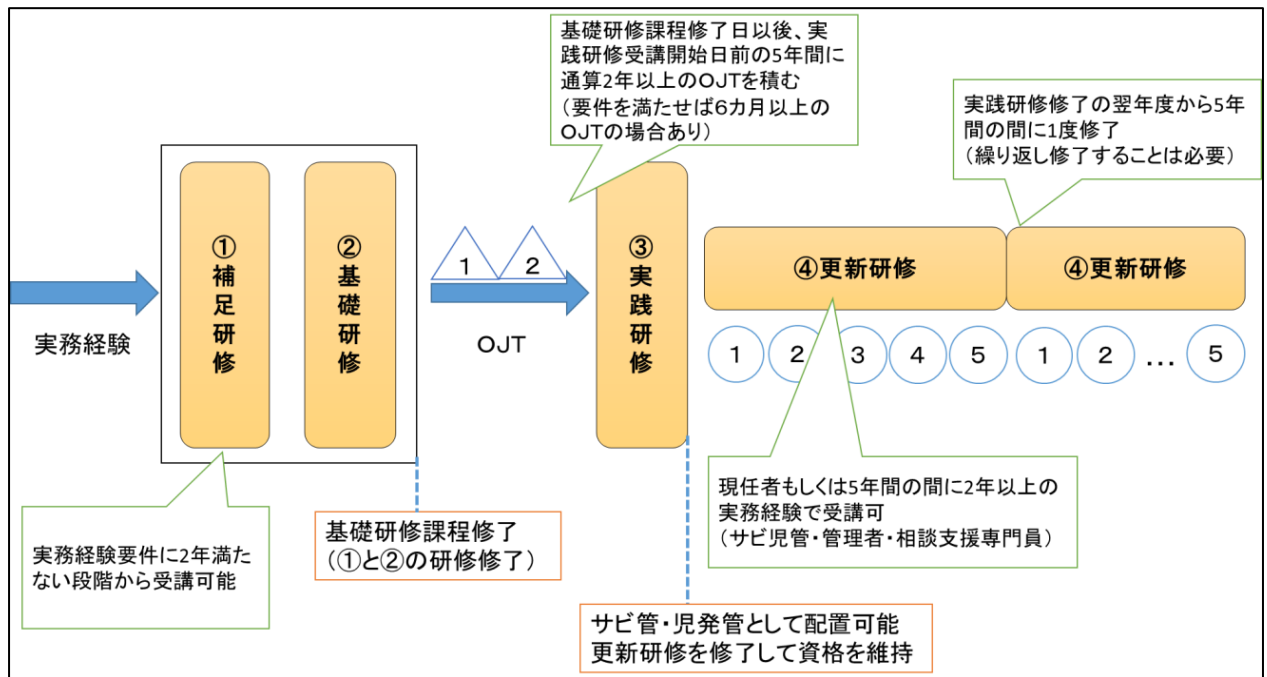
④ 更新研修

次のいずれかの要件を満たす場合に更新研修の受講が可

a 過去5年間に2年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・
管理者・相談支援専門員の実務経験があること

b 「上記 a」の業務に現に従事していること

(3) 研修（サビ管・児発管共通）の受講の流れ



詳しくは、以下の告示を確認

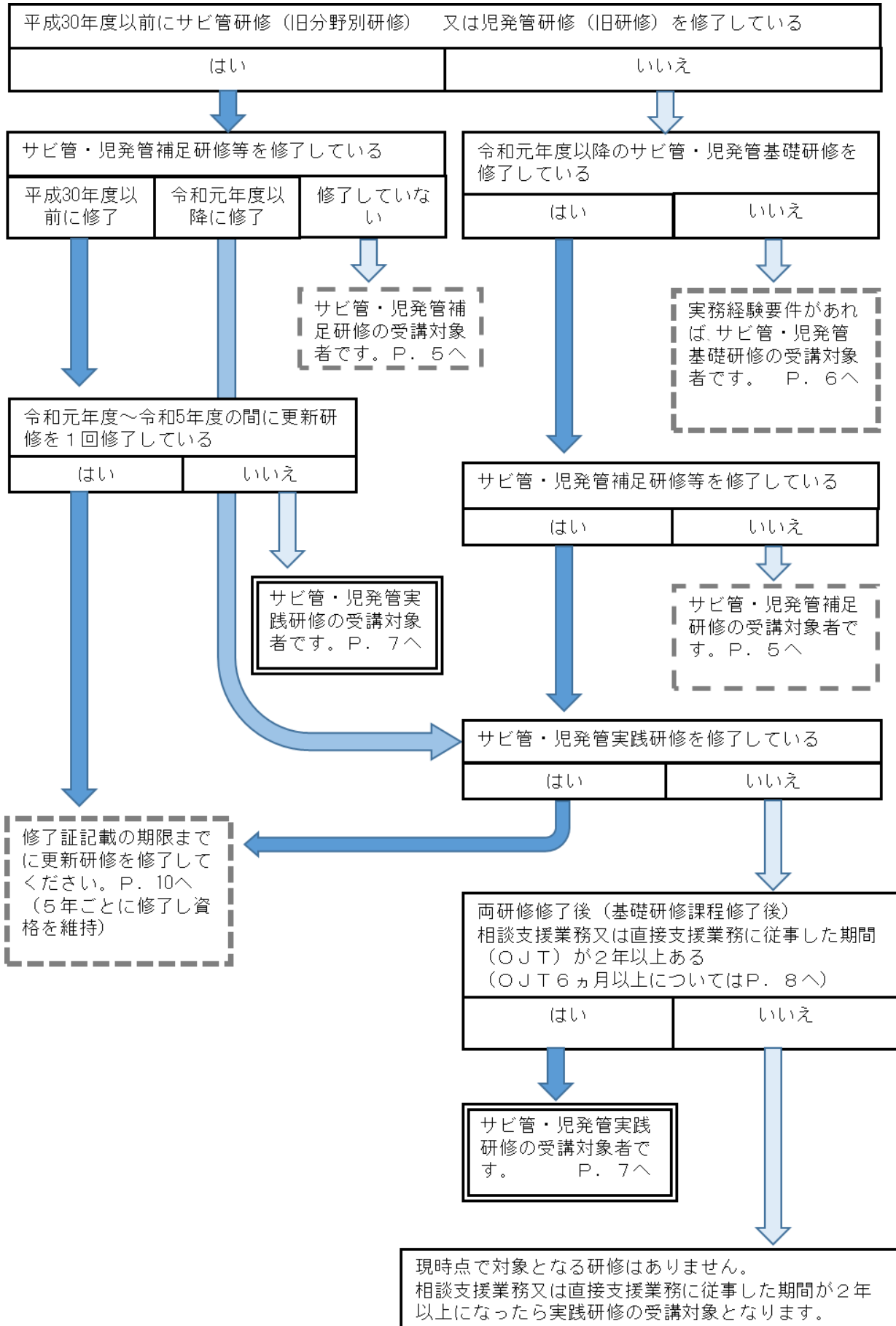
「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成 18 年厚生労働省告示第 544 号）」

以下「サービス管理責任者資格要件告示」という。

「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成 24 年厚生労働省告示第 230 号）」

以下「児童発達支援管理責任者資格要件告示」という。

2. 研修受講フローチャート

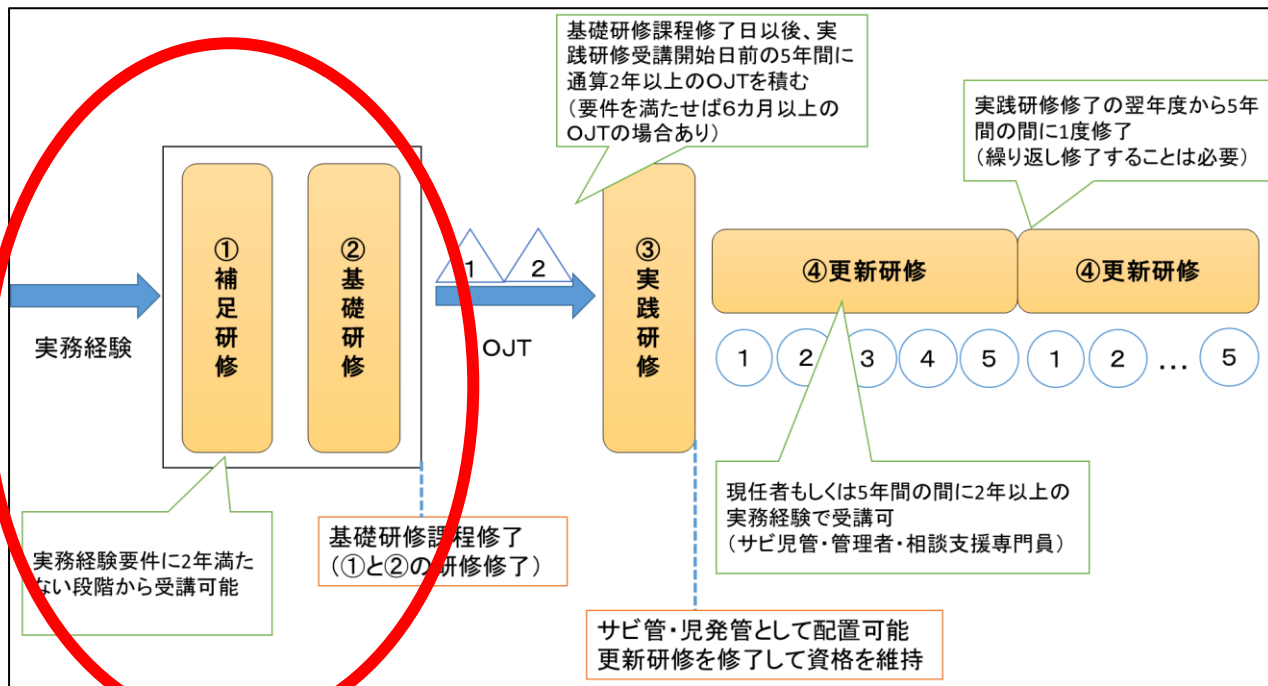


3. 各研修について

(1) 基礎研修課程修了者になるためには

①補足研修及び②基礎研修を修了することが必要。
どちらを先に受講しても問題ない

両方の研修を修了していないと次のステップに進めません。



①補足研修

「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」のこと。

【受講要件】

サビ児管の実務経験者になる2年前から受講可能

【令和6年度の研修事業者】

指定番号：003

特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク（KC N）

URL: <https://www.kcn.or.jp/>

※「神奈川県相談支援従事者初任者研修」（県の委託により横浜市及び川崎市が実施する研修を含む。）を修了している方は補足研修を受講する必要はない。

②基礎研修

【受講要件】

サビ児管の実務経験者になる2年前から受講可能

【令和6年度の研修事業者】

指定番号：001

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

URL: <https://www.kfkc.jp/>

指定番号：002

公益財団法人かながわ福祉サービス振興会

URL: <https://www.kanafuku.jp/>

指定番号：004

特定非営利活動法人シーガル研修・研究機構

URL: <https://www.stro.or.jp/>

●基礎研修課程修了者の配置について

- ・既にサビ児管を1名配置している場合は、基礎研修課程修了者で実践研修受講前の方を人員配置基準上必要な2人目のサビ児管として配置できる。

【2人目サビ児管ができる業務】

- ① 個別支援計画の作成に当たっての障がい者や障がい児の保護者に対するアセスメント（適切な方法により、障がい者や障がい児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、その希望する生活並びに課題等を把握すること）を行い、適切な支援内容の検討
- ② アセスメント等の結果に基づく個別支援計画の原案の作成（必要に応じ、サビ児管が所属する事業所のサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携についても個別支援計画に位置付け）

●平成30年度までにどちらかの研修を修了している場合

平成30年度までに補足研修のみを修了している場合

⇒今後、基礎研修を修了すれば、基礎研修課程の修了者になる。

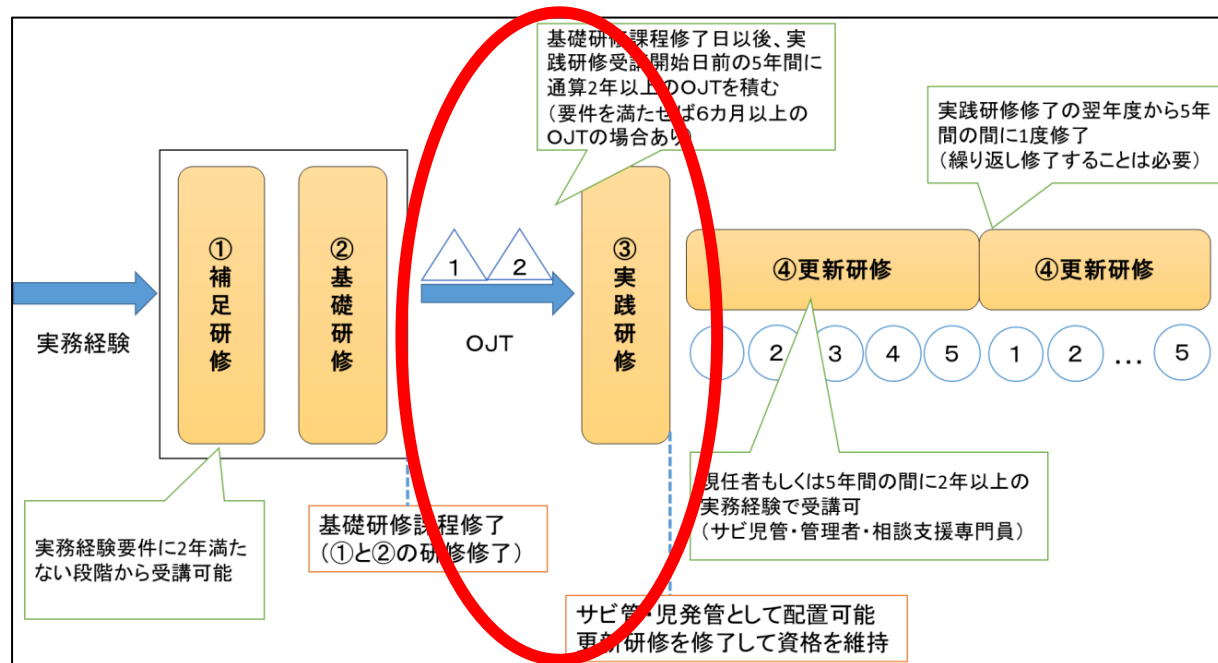
平成30年度までに（旧）分野別研修のみを修了している場合

⇒今後、補足研修を修了すれば、基礎研修課程の修了者になる。

(2) 正式にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者になるには

基礎研修課程修了後、2年以上実務経験（OJT）を積んで③実践研修を修了することが必要

※基礎研修課程修了時に、すでに実務経験要件を満たす年数の経験がある人でも、2年間のOJTと実践研修の修了は必須



③実践研修

【受講要件】

実践研修受講開始日前5年間に通算して2年以上の実務経験

● 2年以上の実務経験（OJT）とは

- ・各事業所内において、サビ児管と協働し個別支援計画案を作成
- ・事業所内の個別支援会議の司会進行を担当
- ・権利擁護等の研修企画の担当
- ・自立支援協議会への参画（協議会の傍聴・部会等への参加）
- ・地域診断。地域にどのような社会資源があるか確認
- ・各地域の支援事業所が主催する事例検討会等への参画
- ・サービス担当者会議への参加

などなど

※2年以上の実務経験は上記が想定されるが、サービス管理責任者資格要件告示、児童発達支援管理責任者資格要件告示においては、「相談支援の業務又は直接支援の業務」としており、必ずしも上記のような業務のみに限られるわけではない。

※キャリアに空きが出る場合は注意

R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
基礎研修課程 修了	←—————→					←————→		実践研修 受講

←—————→
実践研修受講日前5年間で通算2年以上の実務

【令和6年度の研修事業者】

指定番号：001

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

URL: <https://www.kfkc.jp/>

指定番号：002

公益財団法人かながわ福祉サービス振興会

URL: <https://www.kanafuku.jp/>

指定番号：004

特定非営利活動法人シーガル研修・研究機構

URL: <https://www.stro.or.jp/>

【6ヵ月以上の実務経験（OJT）の取扱いについて】

令和5年6月30日の告示改正により、実践研修の受講に必要な実務経験（OJT）が以下の要件をすべて満たす場合は、「6ヵ月以上」とする取扱いとなる。

要件1：基礎研修受講開始時において既に実務経験要件を満たしている。

要件2：実践研修を受講するための実務経験（OJT）として障害福祉サービス事業所等において、障害福祉サービスに係る個別支援計画作成の業務に従事する。

要件3：上記について、指定権者に届け出ている

※要件を満たした場合はOJTを6ヵ月以上に短縮できますが、原則はOJTは2年間

（要件1 注意点）

- ・基礎研修受講開始時については基礎研修の修了証に記載されている修了日とします。補足研修の修了日は影響しません。
- ・実務経験要件とは相談支援業務5年以上又は直接支援業務8年以上を満たしていること（有資格者については通算5年又は3年に短縮あり）

（要件2 注意点）

※OJTの開始（6ヵ月以上の期間の開始）は、基礎研修・補足研修の両方の修了者となった時点から起算可能となる。

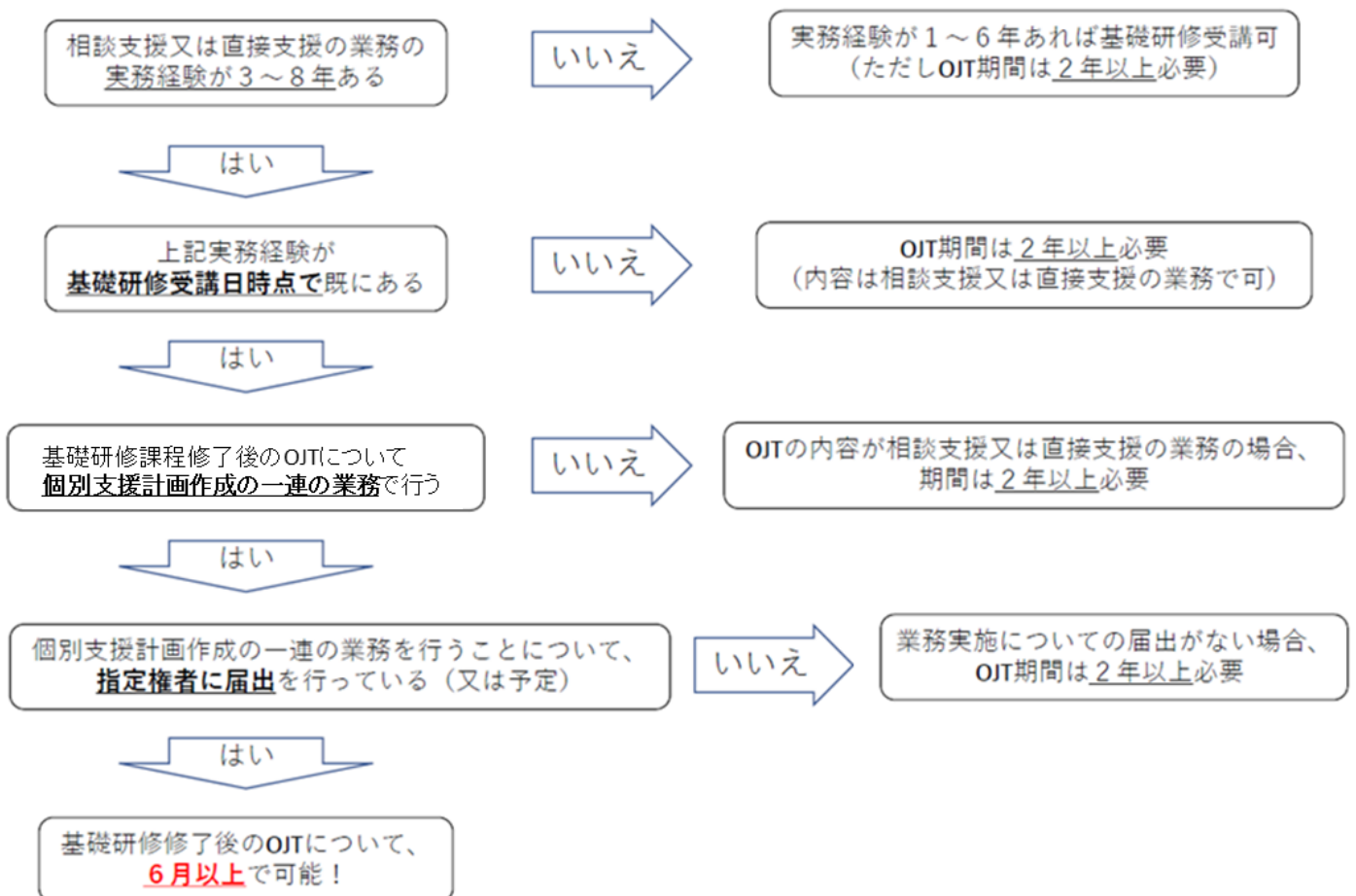
個別支援計画作成の業務とは以下のいずれかの場合が該当する。

- ・サビ児管のもとで、基礎研修・補足研修修了者が個別支援計画の原案作成までの一連の業務に従事する場合（いわゆる2人目サビ児管）
- ・やむを得ない事由によりサビ児管を欠いている事業所等において、みなしサビ児管として個別支援計画作成の一連の業務に従事する場合（やむを得ない事由によるみなし配置）
- ・令和3年度末までに基礎研修・補足研修を修了し、実務経験要件を満たした者が、みなしサビ児管として個別支援計画作成の一連の業務に従事する場合（経過措置のみなし配置P. 11 参照）

（要件3 注意点）

- ・指定権者への届出については指定権者からのお知らせを参照のうえ、提出してください。

フロー図（OJT 6ヵ月の対象かご確認ください）



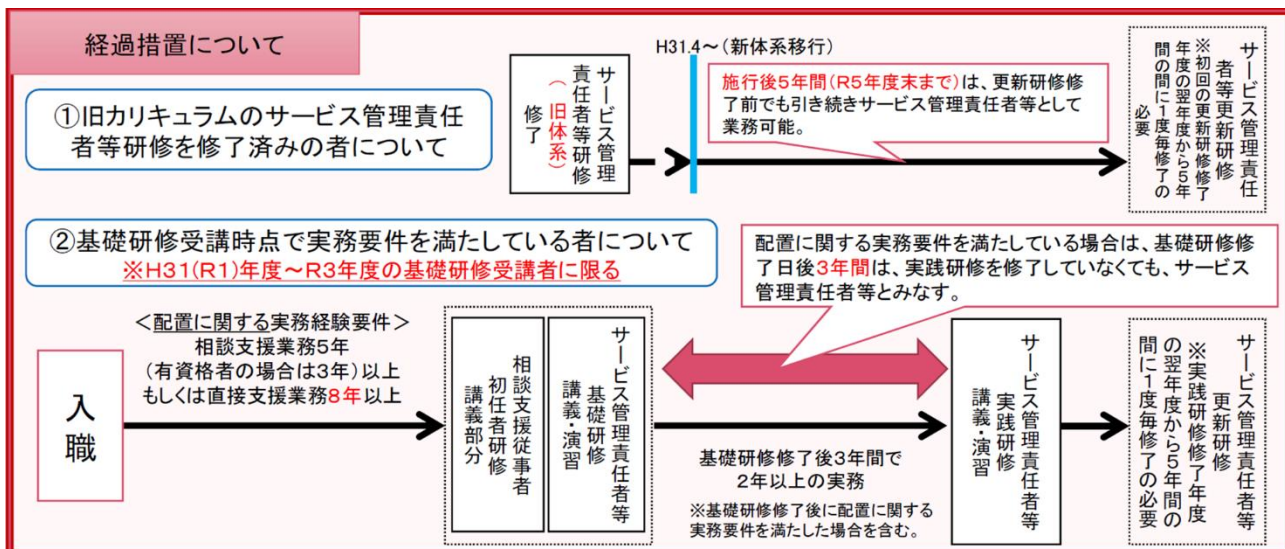
4. 経過措置

経過措置のみなし配置

・令和3年度に基礎研修課程を修了した方で、実務経験要件を満たしている場合は、基礎研修課程修了日から3年間に限りサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置できる。

⇒経過措置のみなし配置であっても、実践研修を受講しなければ正式なサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者にはなれないので、3年の間に2年以上の実務を積み、実践研修を受講する必要がある。

※3年間が過ぎても基礎研修課程の修了が失われるわけではない。



令和3年度に基礎研修、補足研修を修了した人は、令和6年度中に経過措置が終了する。

現時点で経過措置のみなし配置をしている人(事業所)は、サビ児管の基礎研修、補足研修の修了証を確認し、3年を経過する前に実践研修を修了しないと、サビ児管未配置の事業所となる。

5. Q & A

研修受講

問1 サービス管理責任者の所定の研修を修了した場合、児童発達支援管理責任者としても従事することができるか。

答 サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者として配置されるには①研修修了要件と②実務経験要件を満たす必要がある。令和元年度よりの両研修のカリキュラムは統一されたので、①は満たす。ただし、②はそれぞれ実務経験要件が異なるので、児童発達支援管理責任者として従事するには児発管に係る実務経験要件を満たす必要がある。

問2 各研修の受講要件に「〇〇研修受講日前5年間」といった記載があるが、「研修受講日前」とはいつになるのか。

答 研修を受講開始する日の前日となる。カリキュラムがオンライン講義と演習の場合は、講義配信日とする。

問3 5年度ごとに更新研修を修了しなければならないが、具体的な期日はいつか。

答 実践研修又は前回の更新研修を修了した年度の翌年度から起算して5年度後の末日まで。
(研修修了証に期日が記載)

期日までに更新研修を修了しなかった場合は、改めて実践研修を修了する必要がある。

実務経験

問4 管理者業務はサビ児管の実務経験要件に含まれるか。

答 実務経験要件は相談支援業務と直接支援業務なので、管理業務は含まれない。

問5 障害福祉サービス事業所で相談支援業務も行っている場合は、実務経験は5年か。

答 障害福祉サービス事業所での支援業務は相談支援業務は該当しない。

直接支援業務なので、実務経験は8年となる。

(相談支援業務に該当するのは、障害者支援施設)

問6 保健医療機関での看護業務は直接支援業務になるか。

答 サビ管の実務経験は専ら障害児者への支援が対象となる。それ以外への看護業務であれば実務経験には含まれない。

※実務経験については、所属する事業所を管轄する指定権者へお問い合わせください。